Ⅰ．知事の政治姿勢について

⑷－①　新型コロナウイルス感染防止対策

災害級といわれる本県の新型コロナウイルス感染防止対策について質問いたします。

はじめにワクチンについてです。

ワクチン接種については、国内では、2 回接種した人が、9 月 12 日時点で全人口の５割を超えています。ワクチン接種の重要性に関しては、新規感染者に占める高齢者の割合が低下していることから、明らかであると考えられ、現在、猛威を振るっているデルタ株にも効果が確認されています。

現在の感染状況を鑑みると、新規感染者の約 7 割を 30 代以下が占めており、若者から同居家族への家庭内感染が増えていると指摘されていることから、とりわけ重要なことは、若い世代への接種率を向上させることです。

先日、複数の自治体の首長と、コロナウイルスの感染状況、ワクチンの接種状況について、意見交換する機会があり、おおかたの自治体が順調に、接種を進めていることと同時に、これからは、いかにして若い世代の方々に接種を促し、加速度をつけて、実行して行くかが課題であると伺いました。

東京都では、渋谷区で「若者ワクチン接種センター」を開設して、話題にもなっており、接種を希望する若者が多いことも判明しています。

そこで、はじめに、本県では、若者への接種を促していくための広報をどのように進めていかれるのか伺います。

また、我が会派の 6 月定例議会での代表質問でも取り上げました、県の優先接種会場の設置は、ワクチンの到着が遅れ、やっと、始まりましたが、感染速度に負けないように、どのように若者への接種を進めていくのかお尋ね致します。

次に、医療提供体制の構築についてです。

新型コロナウイルス感染症は無症状の方もいれば、軽症者や中等度の患者、重症化する患者もいます。

このため、軽症、中等症、重症といった症状に応じて、治療を受けることが

できる体制を構築すべきだと考えます。

また、症状の軽い方については、中和抗体薬ロナプリーブを投与するなど、入院していなくても、その症状に対処する治療を受けることができる体制を早急に検討する必要があります。

本県では、現在どのような体制で、どのように取り組んでいるのか、今後どの様に進めていくのか、お尋ね致します。

3点目として、保健所機能の補強の観点から、自宅療養者の健康観察を行う職員体制の強化も必要と思われますが、いかがでしょうか。

4点目に、自宅療養者の相談体制についてです。

自宅療養者が有症状時に夜間・休日にも受診などの相談ができるよう、先月から福岡県メディカルセンターに専用ダイヤルを設置したり、高齢の親を抱えている自宅療養者が、負担軽減のため、一時的に施設で高齢の親を預ける相談などを受けた居宅介護事業者や地域包括支援センターが、必要に応じて保健所に相談し、訪問系のサービスなどの確保を図っていると聞きますが、実際、当事者にはメニューが周知されておらず、このようなサービスが伝わっていないことから、説明・案内を記述した書類を郵送などで、伝わるようにすべきと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

この項の最後に、自宅療養者への支援に関して、見守りや生活物資の配布などが必要な感染者の情報が、保健所から市町村に共有されていないケースがあり、自治体から「支援したくても情報が来ないので、できない」という声を、県内の複数の議員から聞きました。

市町村の役割を明確にしたうえで、県内の保健所と市町村との情報連携について強化すべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

【服部知事の答弁】

⑴ 若年層を対象とした広報について

若年層の主な情報源であるインターネットは、個人が簡単に情報発信できるため、科学的根拠に基づかない不正確な情報が出回りやすく、注意が必要です。このため、県では、ホームページやLINE、ツイッターなどを通じて、ワクチンに関する正しい情報を発信してまいりました。

さらに、今月15日からは、新たに特設Webサイトを開設し、若年層向けのイ

ラストや動画によるメッセージを発信するとともに、接種に関する分かりやすい解説やQ&Aを掲載することで、若年層の接種を促進してまいります。

今後、ワクチン接種体験記や新型コロナウイルス闘病記を掲載するなど、このサイトの内容をさらに充実させていきながら、若年層をはじめ、県民の皆さまが安心して接種できるよう、広報啓発に努めてまいります。

⑵ 県が実施する優先接種について

県では、子どもに業務上接触する機会が多い保育士や教職員、生活衛生関連業に従事する方等を対象とした優先接種を、7月から実施できるよう準備を進めていました。

ところが、6月23日に突然、国が、事前の予告なく、自治体からの接種会場の申請受付を停止したことから、本県にワクチンが供給されなくなり、接種会場が設置できませんでした。

しかし、本県が優先接種対象とした職種は、できるだけ早く接種する必要があることから、全国知事会を通じ、早急にワクチンを供給するよう、国に要望しました。

こういった中、8月19日に、国が、自治体からの接種会場の申請受付を再開する方針を示したため、県では、9カ所の優先接種会場を設置し、40歳未満の若年層の保育士や教職員等に対して接種を実施することとしたところです。

これを本日から、対象職種を限定せず、受験や就職を控えた高校生を含む16歳以上40歳未満の全てを接種対象とすることにより、若年層の接種を加速化させてまいります。

⑶ 症状に応じた医療提供体制について

本県では、治療が必要な方は医療機関に入院していただき、無症状者・軽症者の方については、宿泊療養施設に入所していただくことを基本と考えています。

今回の第5波では、感染拡大時において、血中酸素飽和度や病態に応じたトリアージ基準により、呼吸困難など治療が必要な方は入院、基礎疾患を有し重症化リスクのある方は宿泊療養施設への入所、重症化リスクがなく症状の軽い方は自宅での療養をしていただいているところです。

宿泊療養施設には医師・看護師が24時間常駐し、今年5月には酸素濃縮装置を配置し、6月には処方薬の投与を始めました。さらに、8月には1か所を臨時の医療施設として設置し、中和抗体薬の投与を開始しました。

自宅療養の方への医療支援としては、外来受診や往診等に対応可能な医療機関として約500か所を予め把握しており、平日の日中は各保健所、休日・夜間は、福岡県メディカルセンターで、これらの医療機関を紹介しています。

また、入院待機者に対して、酸素投与等の処置を行う酸素投与ステーションを8月に設置したところです。

県としては、各地域における外来受診や往診に対応可能な医療機関のさらなる確保に取り組んでまいります。

さらに、オンライン診療や、自宅療養者の重症化を防ぐための外来における中和抗体薬の投与について、県医師会と検討を進めてまいります。

⑷ 保健所の健康観察業務の体制強化について

今回の感染拡大に伴い、保健所においては、自宅療養者の健康観察業務をはじめとした感染症対策業務が増大しました。

これに対応するためには、保健所における職員の負担軽減や体制の強化が課題となっています。

このため、イベントや会議の延期・縮小等を行うほか、陽性者の搬送業務や自宅療養者の休日・夜間の相談業務等を外部委託し、保健所職員の負担軽減を図っているところです。

加えて、保健師等の会計年度任用職員の任用や、保健福祉環境事務所全体での業務の分担、本庁及び保健所間での職員の応援、市町村保健師の応援により、保健所の体制を強化し対応してきたところです。

今後、更なる感染拡大に備え、会計年度任用職員の増員を図るため、本議会に補正予算を提案しているところです。さらに、感染症対策業務に従事する保健師も採用により増員する予定です。

⑸ 自宅療養者への相談窓口等の情報提供について

保健所では、新型コロナウイルス感染症患者の発生届を受け、電話で疫学調査を実施し、併せて、自宅における療養中の留意点や感染予防に関する必要な

情報などをお伝えしています。

今回の第5波では、自宅療養者が大幅に増加したため、これまで口頭でお伝えしていた内容を確実に伝えるため、療養中の留意点や相談窓口の連絡先などの情報を、わかりやすく一つの冊子にとりまとめました。この冊子をパルスオキシメーターと一緒に自宅療養される方にお届けすることとしています。

⑹ 自宅療養者に関する市町村との連携について

自宅療養者の生活支援については、感染症対策の実施主体となる県だけでなく、住民に身近な立場である市町村の協力も重要であると考えています。

県では、独り暮らしの方など、食料や日用品等の確保が困難な自宅療養者の方に対する生活支援を6月1日から実施しており、これまでに1,200件を超え利用がありました。

また、24市町が、日用品等の買い物代行やごみ出し支援など、より生活に密着した生活支援に取り組んでいるほか、6市町村が新たに取り組みを検討しているところです。

県は、今後、これらの市町村と協議を行い、自宅療養者の連絡先等の情報を本人の同意をいただいたうえで希望する市町村に提供し、生活支援の充実を図ってまいります。